

生徒指導基準

1 外出について

- (1) 外出する時は、行き先・目的・帰宅時間・同伴者等をはっきり告げてから外出する。
(遠出の場合は、保護者同伴)
- (2) 外出する時は服装に注意し、中・義務教育学校後期課程生徒、及び高等学校生徒は生徒証明書を携帯するように心がける。

2 帰宅時間について（夏期 4月～9月）（冬期 10月～3月）

- (1) 小・義務教育学校前期課程児童は18時（冬期は17時）までとする。
- (2) 中・義務教育学校後期課程生徒は19時（冬期は18時）までとする。
- (3) 高等学校生徒は21時までとする。
※外泊はしない。
※午後11時から翌日の午前5時までの外出は、深夜徘徊として補導の対象となる。

3 アルバイトについて

小・中・義務教育学校の児童・生徒のアルバイトは原則禁止する。

4 校外行事について

- (1) 子ども会・少年団・町内会等の地域行事には、積極的に参加する。
- (2) 誕生会・お別れ会・打ち上げ等は、保護者や指導者のもとで実施する。

5 遊びについて

- (1) 児童生徒のみでゲームセンター・ゲームコーナー・カラオケハウス・インターネットカフェ・まんが喫茶・ボウリング場・映画館・大型量販店等へは行かない。
- (2) 危険な遊びや不健全な行為を禁止する。
(有害がん具・刃物類の所持、飲酒、喫煙、薬物乱用、みだらな性行為等)
- (3) インターネット端末（PC・スマホ・タブレット等）による有害情報の閲覧を禁止する。
※必ずフィルタリングを利用する。

6 自動車・単車の運転について

「三ない運動」（乗らない・取らない・買わない）を厳守する。

7 学校生活について

- (1) 校則・心得を守る。
- (2) 髪はパーマ、染色、脱色等をしない。
- (3) ケータイ・スマホは不要物とする。（小・中・義務教育学校）

加古川地区学警連絡・校外補導連盟

制定	昭和55年	12月10日	改正	平成14年	6月26日
改正	昭和60年	5月9日	改正	平成19年	6月26日
改正	昭和61年	7月1日	改正	平成21年	7月6日
改正	平成元年	6月29日	改正	平成25年	6月25日
改正	平成元年	11月29日	改正	平成29年	12月21日
改正	平成3年	6月11日	改正	令和5年	6月29日
改正	平成11年	8月2日	改正	令和6年	6月18日
改正	平成12年	6月28日			